

(別紙2)

令和4年11月25日

総務大臣
松本剛明殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川瀬昇

答申書

令和4年9月26日付け諮問第3153号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添1のとおりである。
- 2 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、次のとおり諮問された省令案等に法令上の修正を加えた上で制定することが適當と認められる。
 - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部改正案について、別添2のとおりとすること。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方
(審議会への必要的諮問事項に係るもの)

1. 利用者に関する情報の適正な取扱い関係

○ 意見募集期間:令和4年9月27日(火)～同年10月26日(水)

○ 意見提出数:6件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	アジアインターネット日本連盟
2	日本電信電話株式会社
3	在日米国商工会議所
4	ソフトバンク株式会社
5	グーグル合同会社
6	個人(1件)

1. 特定利用者情報の適正な取扱い関係		
意見	考え方	案の修正 の有無
1.1 規制対象事業者の範囲(施行規則案第 22 条の2の 20 関係)		
意見 1－1－1 電気通信事業を営む者等を広く対象とするべき		
<p>しかしながら、本省令案では、規律の適用対象を、「無料の電気通信役務に関しては、利用者数 1,000 万人以上」「有料の電気通信役務に関しては、利用者数 500 万人以上」を有する電気通信役務を提供する電気通信事業者に限定しようとされていますが、利用者の目線に立てば、提供事業者の大小は関係なく、広く安心してサービスを利用できる環境が求められていると考えられ、当該規律は幅広く適用されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p> <p>利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者について、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループにおいて一部の構成員からも閾値に対する否定的な見解があったように、登録電気通信事業者は全て対象とすべきと考えます。電気通信事業者には、その高い公共性から、電気通信役務の円滑な提供や利用者の利益の保護が求められる観点で、高いガバナンスが求められていると理解しています。利用者から見た安心安全、プライバシーの確保に、事業者の規模、一月の間に電気通信役務の提供を受けたかどうかの基準は関係ありません。高い公共性が求められるその質で基準を設けるべきです。</p> <p>有料 500 万以上の基準が追加されたことは一定の評価をするものの、その基準が明確ではありません。電気通信事業法の関連基準をふまえれば、100 万人が最低ラインと考えます。今後、電気通信事業法や関連省令等を見直す議論が行われる際は、利用者数の閾値や一月の間に電気通信役務の提供を受けたかどうかの基準の廃止について検討いただくことを要望します。また、対象外の事業者についても、施行規則改正案に準じた取扱いがなされるよう措置をいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ（以下「取りまとめ」という。）2.1（3）のとおり、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすることが望ましいですが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要があることから、取りまとめに示された考え方に基づき、対象となる電気通信役務の基準を設けることは適切であると考えます。</p> <p>また、取りまとめ 2.1（3）のとおり、総務省において、閾値に満たない電気通信事業を営む者に対して、ガイドライン等により特定利用者情報の適正な取扱いを推奨するとともに、改正電気通信事業法施行後 3 年後等において、規律の見直しの検討を行うことが適当と考えます。</p>	無
意見 1－1－2 利用者の数の算定方法等について明確化が必要		
「対価としての料金の支払を要しない電気通信役務」、「対価としての料金の支払を要する電気通信役務」の区分について、いわゆるマッチング型プラットフォームにおいて付随的な機能としてクローズドチャット機能等の電気通信役務の提供を受けている場合、売主は	御指摘のクローズドチャット機能の電気通信役務については、いわゆるマッチング型プラットフォームにおいて、一方が料金の支払	無

<p>電気通信事業者に対し出品料、掲載料等の料金の支払を要するものの買主は電気通信事業者に対し一切の料金の支払いを要しないのであれば、売主、買主共に「料金の支払を要しない電気通信役務」として扱うことによいか。</p> <p>「電気通信役務の提供を受けた利用者の数」について、マッチング型プラットフォームにおいて売主としての法人が付随的な機能としてクローズドチャット機能等の電気通信役務の提供を受けている場合、法人内の複数の従業員が当該電気通信役務を利用しており、従業員ごとに個別のID、パスワードが発行されていたとしても契約主体である法人を1利用者として扱うことによいか。</p>	<p>をせずとも利用できる場合には、その提供の開始時において対価としての料金の支払いを要しない電気通信役務であると考えます。</p> <p>また、このような電気通信役務の契約主体が法人であり、法人内の複数の従業員が当該電気通信役務を利用していたとしても、1法人を1利用者と算定することが適当と考えます。</p>	
--	---	--

1.2 検索情報電気通信役務(施行規則案第59条の3第4項関係)

意見1－2 検索情報電気通信役務に関する利用者の数の算定方法等について明確化が必要

規則59条の3第4項「電気通信役務の提供を受けた者」の意義が条文上必ずしも明らかではないことから、「電気通信役務の利用者」との違いを踏まえつつ、各種の解説等において具体例を交え平易かつ明瞭な形で説明していただきたい（例えば、アカウントにログインするだけでなく特定のサービスを閲覧もしくは投稿したユーザー等、具体的にお示しいただきたい）。

【アジアインターネット日本連盟】

御指摘の「電気通信役務の利用者」の数の場合には、一定期間の累計の利用者（役務を利用せず登録等のみを行っている者も含む。）の数になりますが、「電気通信役務の提供を受けた利用者」の数の場合には、一定期間において実際に電気通信役務の提供を受けた累計の利用者の数（いわゆるアクティブ利用者数）となり、意味が異なります。

「電気通信役務の提供を受けた利用者」としては、例えば、取りまとめ脚注10のとおり、アカウントにログインするだけでなくサービスを利用（メッセージの送信、閲覧等）をした利用者が該当します。

今後、総務省において、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化することが適当と考えます。

本条（総務省注：施行規則第59条の2（検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務を提供する者の指定））の指定を受けて、届出電気通信事業者として、事故報告対応フローな

円滑な運用に向け、今後も引き続き、個々の事業者等との意見交換等を継続することが適

無

無

<p>どの社内の体制整備を行うには数か月程度の時間を要する。そのため、指定が見込まれる事業者に対しては、指定の見込みについて早い時点でお知らせいただきたい。</p> <p>また、指定に当たり、総務省としてはあらかじめ報告規則2条3項に基づき、第3号事業者等から役務ごとの利用者数を報告させるものと認識しているが、事業者の中には複数の役務を提供しているものもある。上記のとおり指定の見込みについてお知らせいただくにあたっては、当該事業者が提供するどの役務が対象となるのかをあらかじめ明確にしていただきたい。</p> <p>また、本条は報告規則2条3項と同時に施行される認識であるが、施行後初回の指定についても同項の報告を踏まえて行うこととなるのか。仮にそうである場合は、指定事業者において十分な準備時間が確保されるよう、報告から指定までの期間について配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【アジアインターネット日本連盟】</p>	<p>当と考えます。</p> <p>また、指定の手続きについては、まず、本省令案附則第2条第4項に基づき、改正電気通信事業法施行後、1月以内に電気通信事業報告規則案第2条第3項及び第4項に基づく報告をいただき、その後、電気通信事業法施行規則案第59条の2（検索情報電気通信役務・媒介相当電気通信役務を提供する者の指定）による指定を行うこととなります。</p> <p>なお、当該指定は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第169条第2号に基づく審議会への諮問事項であり、報告から指定までは一定の期間を要することになります。</p>
--	---

1.3 媒介相当電気通信役務(施行規則案第59条の3第5項関係)	
<p>意見1－3 媒介相当電気通信役務の範囲等について明確化が必要</p> <p>改正電気通信事業法第164条第2項第5号において新たに定められた「媒介相当電気通信役務」について、本省令案第59条の3第5項における以下の点の確認をお願いします。</p> <p>(1) 本省令案に先立ち公開された「電気通信事業ガバナンス検討会 特定利用者情報の適正な取り扱いに関するWG 取りまとめ」においては、「媒介相当電気通信役務に該当する具体的な電気通信役務としては、テキスト、動画、画像又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等が挙げられる」と記載されています（同「取りまとめ」注16）。一方、本省令案によれば、媒介相当電気通信役務に該当する電気通信事業役務は「主として不特定の利用者間の交流を目的とするサービスに限定されています。したがって、外形上は同「とりまとめ」において列挙されているサービス（例えば、いわゆる動画共有プラットフォームやブログプラットフォーム）に該当するものであっても、利用者間の交流をサービス利用の必要条件として伴わない情報・コンテンツの発信と情報・コンテンツの享受を主な目的とするサービスなど、「主として不特定の利用者間の交流を目的」としていないサービスについては、媒介相当電気通信役務に該当しないと考えていますが、この理解でよいか、念のために確認をお願いします。</p> <p>(2) 改正電気通信事業法第164条第1項第3号においては、電気通信事業法の規定が（同</p>	<p>(1)について、一般に、不特定の利用者間において「情報・コンテンツの発信と情報・コンテンツの享受」を行い、コメント等を行うことができる電気通信役務は、主として不特定の利用者間の交流を目的とする電気通信役務であると考えられ、その例示として、取りまとめでは、「テキスト、動画、画像又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等」が挙げられています。</p> <p>(2)について、御指摘の電気通信事業ガバナンス検討会の報告書においては、他人間の通信（特に他人間の通話・コミュニケーション）を実質的に媒介する電気通信役務等に限って、事業法第164条第1項第3号に掲げる</p>

<p>条3項により適用される規定を除き) 適用されない電気通信事業から除外されるものについて、次の規定を置いています。</p> <p>「口及びハ(注:「媒介相当電気通信役務」を指す)に掲げる電気通信役務にあっては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。)を除く」</p> <p>すなわち、電気通信事業法の適用を受ける「媒介相当電気通信役務」については、総務大臣が個別に指定することになるところ、この指定に際しては、上記(1)を念頭に、対象となるサービスの一般的なカテゴリーにより画一的、一方的に判断するのではなく、「必要最小限の規律とすることが適當」との電気通信事業ガバナンス検討会報告書の趣旨を踏まえ、該当する各サービスの主な目的を具体的な個別のサービスに即して適切に判断し、また、対象となる事業者に対して情報提供及び意見表明の機会を与えるなど、適正な手続に従って行われるものと理解しています。この理解でよいか、念のために確認をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>電気通信事業を営む者についても事業法の規律の対象とすることが適當であるとする観点から、「必要最低限の規律とすることが適當」とされたものと認識しています。総務省において、今後も引き続き、媒介相当電気通信役務を提供し得る者とコミュニケーションを取りながら、事業法の適切な運用を行うことが適當と考えます。</p>	
---	--	--

1.4 特定利用者情報・利用者の範囲(施行規則案第2条の2、第22条の2の21関係)

意見1-4 特定利用者情報の範囲等について明確化が必要

電気通信事業法は、特定利用者情報を電気通信事業者がその電気通信役務の提供に関連して収集された情報のうち、特定の利用者を識別できる情報と定義している(本省令案22条の2の21)。特定利用者情報の意味について規制の確実性を十分に確保するため、「電気通信役務の提供に関連して収集される」という用語の範囲を限定的かつ明確にすることを提言する。特に、当該用語は、故意に収集されたデータのみを指すべきであり、偶発的に収集された、又は容易にアクセス可能ではない個人データを含むべきではない。

【在日米国商工会議所】

事業法第27条の5では、特定利用者情報を総務省令で定める電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であって、同条第1号及び第2号に掲げるものとしており、御指摘のような「電気通信役務の提供に関連して収集された情報」とは規定していません。利用者利益の保護の観点から、自発的又は偶発的に取得するかを問わず、特定利用者情報として適正な取扱いの対象とすることが適當と考えます。

無

特定利用者情報のうち、登録をする者を識別できる情報は、電気通信役務を継続的に利用するための識別符号を付与されているものを識別することができる情報で、データベースに含まれるもののが対象と理解しています。事業者内の他のデータベースと容易に照合することで、識別できる場合は本規範の対象外との理解でよいでしょうか。なお、事業者の理解と対応準備に向け、特定利用者情報の該当性判断に迷いそうな具体的な事例をガイドライン等

個人情報の保護に関する法律の規律や利用者利益の保護の観点を踏まえ、「利用者を識別することができる情報」(事業法第27条の5第2号)には、他の情報と容易に照合することができ、それにより利用者を識別することができ

無

<p>で、複数明示いただくことを要望します。(例：データベース化されていても検索できない加工がされている場合、等)</p> <p>(意見の意図) 規律対象となる特定利用者情報については、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正法」という。）第二条第七号イの利用者の定義で、契約締結者に準じる者が追加され、今回の電気通信事業法施行規則改正案（以下「施行規則改正案」という。）第二条の二で、その者は電気通信役務を継続的に利用するための識別符号を付与された者とされ、その登録をする者を識別できる情報のうち、施行規則改正案第二十二条の二の二十一にあるようにデータベース等を構成し検索することができるよう体系的に構成した情報のみが、その範囲に含まれることとなったと理解しています。当該情報の定義においては、特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループでの説明において、個人情報保護法の個人情報データベース等の定義を参考にしているとの説明がありました。一方、個人情報保護法では、個人情報の定義において、第二条一項の後段で、(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)としているため、その差異を明確に理解したい趣旨です。</p>	<p>できることとなるものを含むものとすることが適當と考えます。事業者内の他のデータベースと容易に照合することができ、それにより利用者を識別することができる情報についても、「利用者を識別することができる情報」（事業法第27条の5第2号）に該当し、「特定利用者情報」に該当し得るものと考えます。</p> <p>今後、総務省において、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化することが適當と考えます。</p>	
<p>「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号」から、「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」に基づかないで作成される識別符号が除かれているが、その趣旨・理由を法目的の観点から明らかにされたい。この除外に該当する例として、(1) ユーザ登録に何ら本人確認情報を要しないで任意のユーザIDでログインアカウントを作成できる電気通信役務、(2) ユーザ登録に何らの情報入力を要せず、認証連携サービスを用いてFacebookやTwitter等の他のサービスでのログインから連携してログインする方式の電気通信役務、などが考えられるが、これらはこの規定により、「電気通信役務を継続的に利用するための識別符号」から除外されるのか明らかにされたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」に基づくものとしたのは、電気通信役務の提供を受ける登録を行うに当たり、一般的に、これらの情報が提供されているためです。</p> <p>御指摘の(1)のような電気通信役務について承知しておりますが、未だこのようなサービスが一般的とまでは言えないこと、利用者が制約なくID等を変えることができること等を踏まえた規定としています。また、(2)のような電気通信役務については、通常、連携先から「氏名、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報」が提供されているものと承知しており、提供される場合には「電気通信役務を継続的に利用するための</p>	無

	識別符号」が当該電気通信役務の利用者に付与されたと考えられます。	
22条の2の21に、「特定の利用者を識別することができる情報を……検索することができるよう」(1号、2号とも)とあるが、この文の構造は、「『特定の利用者を識別することができる情報』を……検索することができるよう」ではなく、「特定の『利用者を識別することができる情報』を……検索することができるよう」となっていると理解したが、この理解でよいか、確認したい。 【個人】	ご理解のとおりです。	無

2. 第一種指定電気通信設備制度の見直し関係

- 意見募集期間：令和4年9月27日(火)～同年10月26日(水)
- 再意見募集期間：令和4年10月29日(土)～同年11月11日(金)
- 意見提出数：5件
- 再意見提出数：2件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	西日本電信電話株式会社
2	ソフトバンク株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	KDDI 株式会社
5	ソニー・ネットワークコミュニケーションズ株式会社

受付順	再意見提出者
1	KDDI 株式会社
2	ソフトバンク株式会社

※ 本改正案のうち、以下の省令案等。

- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案（第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 の改正規定に限る。）
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正案（様式第 21 の改正規定に限る。）
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部改正案

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 1 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 9 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく指定に関する件（平成 13 年総務省告示第 242 号）を廃止する告示案
- ・ 電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件（平成 13 年総務省告示第 243 号）の一部を改正する告示案
- ・ 附則

1. 第一種指定電気通信設備制度の見直し関係			
意見	再意見	考え方	案の修正 の有無
1.1 総論			
<p>意見 1－1－1 経済的複製可能性、単県P O Iの設置状況等の状況変化を踏まえ、IPoE接続に係る県間通信用設備をあらためて第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたい</p> <p>IP網への移行後の音声接続に関しては、全事業者が双務的関係になること等を踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（ビルアンドキープ方式の導入等）について検討すべき</p>	<p>再意見 1－1－1 (IPoE接続に係る設備関係) 現時点での除外は不適当（2者） 今後も不可避性の変化が明確に認められない限りは、規制の対象とすべき（1者） 単県P O Iの設置が拡大した場合も、経済的な観点も含めた不可避性の解消について確認・検証していく必要（1者）</p> <p>(IP音声接続に係る設備関係) 規制の対象とすることに賛同するが、事業者間の公平性確保、規制・運用コストの抑制について別途議論してもよい（1者）</p> <p>ビルアンドキープ方式については、最終答申の整理から状況の変化はなく、議論を始めることは時期尚早。特に、モバイル事業者を対象とすることは、明らかに適切性を欠き、到底許容できない（1者）</p>		
<p>一種指定設備規制は、他事業者の事業運営上不可欠な設備（ボトルネック設備）に対して課せられる設備規制であって、通信市場の競争促進を目的とする競争政策の一環として設けられたものであり、「不可避性」（他の手段を選択可能か（自前構築、他社調達等））の観点から規制適用の要否について検討が行われてきたものと</p>	<p>今般の省令・告示改正により第一種指定設備に整理された県間設備のうち、IPoE接続に係る設備について対象から除外することを要望されたものと理解しております。令和3年9月にとりまとめられた「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申では、IPoE接続について、単県P O Iの増設を</p>	<p>県間通信用設備に関する規律の見直しについては、経済的複製可能性やNTT東日本・西日本による単県P O Iの増設状況等も踏まえつつ、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～ 最終答申」（令和3年9月1日情報通信審議会答申。以下「最終答申」と</p>	無

<p>考えます。</p> <p>今般の省令・告示改正により、他事業者との音声 IP 接続及び IPoE 接続に係る当社 IP 網の県間設備が一種指定設備に整理され、アンバンドルの対象に追加されることになりますが、以下の通り、IPoE 接続に係る県間設備の「不可避性」は解消されていくことから、状況の変化を踏まえ、あらためて一種指定設備規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたいと考えます。</p> <p>① これまでも接続料の算定等に関する研究会や接続政策委員会において申し上げてきたように、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することができ可能(経済的な複製可能性を有する)と考えられること。</p> <p>② 接続事業者の要望を踏まえ、従来の全国 POI ・ ブロック POI に加え、2014 年 4 月以降、当社の県間設備ではなく、接続事業者自らが構築・調達した県間設備を利用して接続する単県 POI の開設を進めしており、今後も順次拡大予定であること。特に単県 POI については、下表のとおり、IPoE 接続に係る県間設備を一種指定設備と整理する方針が示された「 IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申(2021 年 9 月)以降においても、その設置エリア数、設置 POI 数は大きく拡大しており、今後はこれらの単県 POI を利用した当社の県間設備を用いない接続形態が主流となって</p>	<p>行うのみで、県間通信用設備の不可避性が解消されるものではないと考えることが適当であることが示されており、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められない限りは、引き続き指定設備とすべきと考えます。</p> <p>また、IP 音声接続に係る設備については、加入者回線の利用に当たり NTT 東西の県間設備を不可避的に利用しなければならないこと等を踏まえ、第一種指定電気通信設備に指定されることについて賛同いたします。なお、必要に応じて事業者間の公平性確保、規制・運用コストを図ることについて別途議論してもよいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>いう。)に記載のとおり「効率的なネットワークを前提に、東日本エリア又は西日本エリア全域へのサービス提供を行うために接続が行われている実態が継続しているかという点や、接続事業者間や NTT 東日本・西日本と他の県間接続を提供する事業者間での競争の状況、接続事業者による円滑な接続が実現されているかという点等を踏まえ、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて、見直しを検討することが適当」と考えます。</p> <p>IP 網への移行後における音声接続料の在り方については、最終答申において整理された考え方・考察等を踏まえながら、今後、御指摘の観点も含めて検討していくことが適当と考えます。</p>
---	---	--

<p>いくものと考えます。 (意見中の図表については、本資料別図に掲載。)</p> <p>また、IP網への移行後の音声接続は全事業者が東京・大阪の2か所のPOIビルで2社間の直接接続となり、当社のみならず全事業者がお互いに県間設備を含む電話網を利用し合う双務的な関係になることを踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（接続料の精算を行わない「ビルアンドキープ方式」の導入等）についてご検討をいただきたいと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>いては、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（2021年9月。以下、「最終答申」という。）において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① NTT東西殿の県間通信用設備を使わずにIPoE接続を行う接続事業者がいない点や、 ② 特定県域向けにサービス提供を行えない接続形態やネットワークの実態 <p>等が指摘されており、NTT東西殿の県間通信用設備を使わずに他の事業者の県間通信用設備を用いることは、経済的複製可能性の観点から、現時点では困難であると考えられると整理されています。現時点ではこれらの課題が解消しておらず、県間通信用設備を一種指定設備規制から除外することは不適切であると考えます。</p> <p>また、今後NTT東西殿による単県POIの設置が拡大した場合においても、各事業者で特定県域向けに個別の開発および費用が発生する事を踏まえると、経済的な観点から引き続きNTT東西殿の県間通信用設備を用いることが不可避となることも想定されるため、これらの課題が今後どのように解消されいく場合でも、引き続き委員会等で確認、検証していく必要があると考えます。</p> <p>ビル&キープ方式の導入については、最終答申において、以下の通り、まずは事業者間協議を進めていく必要があると既に整理されており、答申が整理された当時から現在ま</p>	
--	--	--

で状況に変化がないことを踏まえると、現時点において公的な場で新たに検討を始めるることは時期尚早であると考えます。

特に、委員からもご指摘がありました通り、固定電話と携帯電話では設備構成およびネットワークコストが異なり、かつ、現状、指定事業者は接続約款に基づきコストに適正利潤を加えたものとして接続料算定を行っていること等から、接続料規制としてモバイルを含めた全事業者、またはモバイル事業者相互間にビル&キープ方式を導入することについては明らかに適切性を欠くため、到底許容できません。

(最終答申)

ビル&キープ方式の導入について、

- ① 事業者間の接続協定は、事業者間の協議により定めることを基本としており、まずは事業者間により協議を進めていく努力がなされることが必要である
- ② 事業者間で相互にやりとりされる通信量や、各事業者のネットワーク構成・接続料単金には差異があることから、ビル&キープ方式の導入により事業者間の接続料精算を行わない場合、事業者間で不公平を生じることが想定されるためこのような点を踏まえて協議を行う必要がある
- ③ ビル&キープ方式を希望する事業者

	<p>は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体的な料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努めることが必要である</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見 1－1－2 県間通信設備の第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象への追加に賛同 集合住宅市場における競争環境の充実について今後必要に応じて継続議論を希望	再意見 1－1－2		
今回の県間通信設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するものと賛同致します。 競争ルールの検証に関するWGでは引き続き、引込線転用についてもまずは戸建先行のスコープで議論が進む等、競争環境改善に向けて取り組んで頂いております。集合住宅市場においても同様に競争環境の充実は重要であり、今後必要に応じて継続議論がされるよう希望致します。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	(再意見 1－1－1と同じ) 【ソフトバンク株式会社】	今後の第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の運用・見直しについては、御指摘の観点も含めて、今後、有識者や関係事業者の意見も聞きながら検討を進めていくことが適当と考えます。	無
1.2 加入者回線の占有率の算定方法(施行規則案第23条の2第2項関係)			
意見 1－2 加入者回線の占有率の算定	再意見 1－2		

方法に係る規定整備について賛同			
加入者回線の占有率を算定する単位指定区域について、都道府県単位から各事業者の業務区域単位へ改正されたことを踏まえると、想定される潜脱を未然に防止し、適切な算定を行えるよう規定整備することは適當と考えます。また、シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法について、現行と同様に分岐端末回線を数える方式とすることを明確化することは、制度運用上必要不可欠であることから、本改正案に賛同いたします。 【KDDI 株式会社】	一	賛同の御意見として承ります。	無

1.3 県間信用設備の第一種指定電気通信設備への追加(施行規則案第23条の2第4項等関係)

意見1－3－1　IPoE接続に係る県間信用設備を新たに、第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象に追加することについて賛同 本改正が速やかに施行されることを要望	再意見1－3－1　本改正が速やかに実施されることが望ましいという点に賛同		
『IP網への移行の段階を踏ました接続制度の在り方～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～』最終答申の考え方にて、IP音声接続、IPoE接続の県間信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当であると整理されたことを踏まえ、施行規則改正案第二十三条の二第四項第一号において、第一種指定中継系交換等設備に關し、単位指定区域外の通信を	本改正が速やかに実施されることが望ましいという点について、同じ考えです。 【KDDI株式会社】	本年11月7日「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、これにより、改正電気通信事業法の施行日に施行する本省令の施行日についても確定し、令和5年6月16日となりました。 本省令の施行に向けて、NTT東日本・西日本においては、改正電気通信事業法の趣旨や、本意見のような接続事業者の意見も踏まえつつ、接続約款の変更申請等について、遅滞なく適切に実施いただくことが適當と考えます。	無

<p>行うものについても指定可能とし、同条同項第二号に県間通信に係る伝送路設備を新たに追加することについて賛同します。</p> <p>なお、具体的な施行日については今後の諸手続きを経て確定していく認識ですが、上記の通り当該設備の第一種指定設備化の妥当性については既に最終答申にて整理されていること、また、接続事業者において接続料金の予見性を確保し事業計画に反映させる必要があることを踏まえ、本改正が可及的速やかに施行されることを要望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>			
<p>意見 1－3－2 今般の第一種指定電気通信設備制度の整備について賛同</p>	<p>再意見 1－3－2</p>		
<p>IP網への移行に伴い、ネットワーク構成や接続の実態が都道府県単位ではなくなってきていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。</p> <p>また、県間信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当と考えられるため、本改正案に賛同いたします。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>(再意見 1－1－1と同じ) 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社提出意見の図表)

■ 単県 POI 拡大状況(2022 年 9 月末時点:東西計)

(カッコ内は 2021 年 9 月時点からの増減)

	設置エリア数	利用事業者数	利用ポート数	増設予定
集約	2	9	33	なし
ブロック	8	5	93	なし
単県	20(+12)	7(±0)	216(+73)	西:2023 年度中に全府県に設置予定 東:2023 年 1 月以降に2箇所、2025 年 4 月以降に4箇所(11/17 都道県に設置)設置予定

○ 総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、**及び**電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄

総務大臣 松本 剛明寺田一稔

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次	改 正 後
<p>第一章 総則（第一条・第二条の二）</p> <p>第二章 電気通信事業</p> <p>第一節 【略】</p> <p>第二節 電気通信事業者の業務</p> <p>〔第三節～第五節 略〕</p> <p>第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の一～第四十条の八の十一）</p> <p>〔第三章～第五章 略〕</p> <p>附則</p>	
<p>（電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者）</p>	
<p>〔第二条の二〕 法第二条第七号イの総務省令で定める者は、電気通信事業者又は法第一百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者から、その提供する電気通信役務を継続的に利用するための識別符号（法第二十七条の十二第二号に規定する識別符号であつて、当該識別符号に係る電気通信役務を利用しようとする者が提供する氏名（法人にあつては、当該法人の若しくは名称）、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報に基づき作成されるものをいう。）を付与された者（電気通信事業者又は第三号事業を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者を除く。）とする。</p>	
<p>（登録を要しない電気通信事業）</p>	
<p>第二条 「略」</p> <p>2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。</p>	
<p>（氏名等の変更の届出）</p>	
<p>第七条 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	
<p>2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。</p>	
目次	改 正 前
<p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 「同上」</p> <p>第一節 「同上」</p> <p>第二節 電気通信事業者の業務</p> <p>〔第三節～第五節 同上〕</p> <p>第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の一～第四十条の八の十一）</p> <p>〔第三章～第五章 同上〕</p> <p>附則</p>	
<p>（登録を要しない電気通信事業）</p>	
<p>〔第三条 「同上」〕</p> <p>2 都道府県、市町村（特別区を含む。）又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。</p>	
<p>（氏名等の変更の届出）</p>	
<p>第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>	
<p>2 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。</p>	

(軽微な変更の届出)

第八条 法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

「一～四 略」

「三～5 略」

（電気通信事業の届出）

第九条 【略】

3 法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

「一・二 略」

4 法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

5 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第四項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

「一～四 略」

「七～9 略」

10 法第十六条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

11 総務大臣は、法第十三条第五項の規定による届出（法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた場合に限る。）又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定に

(軽微な変更の届出)

第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

「一～四 同上」

「三～5 同上」

（電気通信事業の届出）

第九条 【同上】

3 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

「一・二 同上」

4 法第十六条第二項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

5 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

「一～四 同上」

「七～9 同上」

10 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

11 総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出（法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた場合に限る。）又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定に

よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第一節 電気通信事業者等の業務

(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

第二十二条の二 法第二十四条第一号ロの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の三第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

(書面の交付)

第二十二条の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

〔一～六 略〕

2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

〔一 略〕

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

〔イ～ホ 略〕

ハ 書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔ト 略〕

三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置を講じている場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔二 略〕

〔四 略〕

〔3～6 略〕

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～四 略〕

五 法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる

場所に関する状況（以下この号において「利用場所状況」という。）及びその利用者の利益

の保護のための法令等の遵守に関する状況（以下この号において「遵守状況」という。）を

確認できる措置（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。）を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定（以下この条において「認定」という。）したもののが提供に関する契約（以下この号において「確認措置契約」とい

よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第二節 電気通信事業者の業務

(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

第二十二条の二 法第二十四条第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の二第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

(書面の交付)

第二十二条の二の四 「同上」

〔一～六 同上〕

〔二 同上〕

〔一 同上〕

〔二 同上〕

〔一 同上〕

〔イ～ホ 同上〕

ハ 第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

〔二 同上〕

〔四 同上〕

〔3～6 同上〕

ハ 第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

〔二 同上〕

〔四 同上〕

〔3～6 同上〕

（書面による解除の例外）

第二十二条の二の七 「同上」

〔一～四 同上〕

〔五 同上〕

う。) を締結した場合

〔イ・ハ 略〕

ニ ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

〔(1)・(2) 略〕

〔2～6 略〕

(不実告知後の書面の交付)

第二十二条の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項(変更契約又は更新契約の場合については、第二十二条の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項)を記載しなければならない。

〔1～6 略〕

七 書面解除があつた場合に当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔八～十二 略〕

〔2～4 略〕

(書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額)

第二十二条の二の九 法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

〔1～5 略〕

(利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為)

第二十二条の二の十三の二 法第二十七条の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一 略〕

二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該契約の解除をした者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。

〔イ・ニ 略〕

二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。

〔イ・ニ 同上〕

ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者又は当該契約の解除をした者(以下このホにおいて「利用者等」という。)の求めに応じて行われる工事等(当該利用者等が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等については、専ら当該利用者の便宜を図るために行われるものに限る。)のため通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額

〔ヘ・ト 略〕

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十二条の二の十九 法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれ

〔イ・ハ 同上〕

ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

〔(1)・(2) 同上〕

〔2～6 同上〕

(不実告知後の書面の交付)

第二十二条の二の八 「同上」

〔八～十二 同上〕

〔2～4 同上〕

(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法)

〔八～十二 同上〕

〔2～4 同上〕

(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)

第二十二条の二の九 「同上」

〔一～五 同上〕

(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為)

第二十二条の二の十三の二 「同上」

〔一 同上〕

二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。

〔イ・ニ 同上〕

ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者の求めに応じて行われる工事等(利用者が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等については、専ら当該利用者の便宜を図るために行われるものに限る。)のため通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額

〔ヘ・ト 同上〕

〔新設〕

を行ふ。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

第二十二条の二の二十一 法第二十七条の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しない電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者が卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（**法第二条第七号同号イ**に掲げる者に限る。）を含む。次号において同じ。）の数の平均が一千万以上であるもの

二 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が五百萬以上であるもの

(特定利用者情報)

第二十二条の二の二十一 法第二十七条の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報の集合物を構成する情報とする。

- 一 特定の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。次号において同じ。）を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、利用者を識別することができる情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の利用者を識別することができる情報を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(情報取扱規程)

第二十二条の二の二十二 法第二十七条の六第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の四の届出書に、次に掲げる事項を内容とする情報取扱規程を添えて行わなければならない。

- 一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する次に掲げる事項
 - イ 組織的安全管理措置に関すること。
 - ロ 人的安全管理措置に関すること。
 - ハ 物理的安全管理措置に関すること。
 - ニ テクニカルな安全管理措置に関すること。
- 二 次条第十二条の二の二十三第三号ロ(1)、ハ又はニに規定する場合にあつては、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制に関すること。

〔新設〕

〔新設〕

二	特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する次に掲げる事項。			
イ	委託先の選定の方針に関する事項。			
ロ	委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関する事項。			
ハ	委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の体制及び方法に関する事項。			
三	情報取扱方針の策定及び公表に関する事項。			
四	法第二十七条の九の規定による評価に関する事項。			
イ	当該評価の実施並びに当該評価の結果の情報取扱規程及び情報取扱方針への反映の体制に関する事項。			
ロ	当該評価を行う項目、方法及び頻度に関する事項。			
五	特定利用者情報を取り扱う従事者に対する監督に関する事項。			
二	法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の五の届出書を提出しなければならない。			
（情報取扱方針）				
二	法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項については、利用者が容易に確認できるようにするものとする。			
一	取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項。			
二	特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項。			
三	特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項。			
イ	安全管理措置の概要。			
ロ	次の場合にあっては、当該(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項。			
(1)	外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合（(2)に掲げる場合を除く。）当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無。			
(2)	(1)に規定する電気通信設備が第三者により設置されたものである場合において、当該電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき（当該第三者の名称）。			
ハ	外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合にあっては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無。			
二	外国に所在する第三者が提供する電気通信業務であつて、情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合にあっては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無。			
四	利用者からの苦情又は相談に応する営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項。			

〔新設〕

五 過去十年間（法第二十七条の五の規定により指定されている期間が十年に満たない場合における期間）に生じた法第二十八条第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する事項

（特定利用者情報の取扱状況の評価）

第二十二条の二の二十四 法第二十七条の九第一項の規定による評価は、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

一 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況

二 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい

前項の規定は、法第二十七条の五の規定による指定の日を含む事業年度の翌事業年度から適用する。この場合において、当該翌事業年度における同項の規定の適用については、同項中「直近の事業年度」とあるのは、「法第二十七条の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事業年度の最終日までの間」とする。

（特定利用者情報統括管理者の要件）

第二十二条の二の二十五 法第二十七条の十第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。
イ 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報を取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務
ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

（特定利用者情報統括管理者の選任及び解任の届出）

第二十二条の二の二十六 法第二十七条の十第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人につては、その代表者の氏名
二 選任し、又は解任した特定利用者情報統括管理者の氏名及び生年月日
三 選任し、又は解任した年月日
四 解任の場合につては、その理由

2) 前項の届出書には、選任された特定利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

（利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務）

第二十二条の二の二十七 法第二十七条の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、プラウザその他のソフトウェア（利用者が使用する

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

るパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。)により提供されるものとする。

一 他人の通信を媒介する電気通信役務

二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入れる電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

三 入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。)に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ(通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。)のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法)

第二十二条の二の二十八 法第二十七条の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。

二 操作を行うことなく文字が適切な大きさで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようになること。

三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようになること。

二 前項の利用者に通知する場合には、前項同項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること(当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。)。

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。

三 第一条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること(当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。)。

一 次条各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。

二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。

〔新設〕

三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにする」と。

(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

第二十二条の二の二十九 法第二十七条の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。

一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容

二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

三 第一号に規定する情報の利用目的

(利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報)

第二十二条の二の三十 法第二十七条の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要な範囲内において送信する場合に限るものとする。

一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するため必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報

五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

(オプトアウト措置)に関する利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

第二十二条の二の三十一 法第二十七条の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の十二第四号イに規定する措置(以下この条において「オプトアウト措置」という。)を講じている場合にあつては、その旨

二 オプトアウト措置が同法第二十七条の十二第四号イ(1)又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別

三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法

四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容

五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報(法第二十七条の十二第一号及び第二号に規定するものを除く。)の内容

六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

七 第五号に規定する情報の利用目的

[新設]

[新設]

第二十三条の二　【略】
法第三十三条第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。

2 第二十三条の二　【略】

法第三十三条第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路

設備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回

線の数のうちに占める割合が百分の一未満である場合に、当該電気通信事業者は当該都道

府県の区域内に固定端末系伝送路設備を設置していないものとみなす。

二 固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続

される回線の数とする。

三 略

法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであ

つて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可

欠なものとする。

一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」とい

う。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げる

もの

〔イ 略〕

ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備（以下「第一種指定中継系交換等設備」

といふ。）

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の通

信を行うもの

〔三・四 略〕

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

〔一・八 略〕

九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系
交換等設備の設置される都道府県の区域と異なる都道府県の区域に設置されている第一種指
定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送裝置

装置

〔十・十一 略〕

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一 略〕

一 の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気
通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその
運営を行つるものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む

第二十三条の二　【同上】
法第三十三条第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府
県の区域（電気通信役務の利用状況を勘査して特に必要があると認められるときは、総務大臣
が別に指定する区域）とする。

【新設】

九 第一種指定端末系交換等設備であつて、当該単位指定区域内における
通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）

二 【同上】

〔イ・ロ 同上〕

【新設】

〔三 同上〕

〔同上〕

〔新設〕

〔三 同上〕

〔同上〕

〔新設〕

〔一 同上〕

〔同上〕

〔新設〕

〔三・四 同上〕

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 【同上】

〔一・八 同上〕

九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系
交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中
継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送裝置

〔十・十一 同上〕

〔同上〕

〔一 同上〕

〔二 同上〕

〔三 同上〕

〔同上〕

〔一 同上〕

〔二 同上〕

。以下「特定接続」という。)の請求等であつて、前号の接続に係るものと他事業者が行う場合における次の事項(イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。)

〔イ～ハ 略〕

〔削る〕

〔一の三～十二 略〕

〔攻撃先設備探査の範囲〕

第四十条の八の二 法第一百六条の二第一項第一号ロの総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するために行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないものをいう。

〔第四十条の八の三～第四十条の八の六 略〕

(廃止の届出)

〔第四十条の八の七 略〕

〔略〕

3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十一で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

〔第四十条の八の八 略〕

〔第四十条の八の九 略〕

〔第四十条の八の十 略〕

(公示)

第四十条の八の十一 法第一百六条の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 法第一百七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定(以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。)との電気通信設備

の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録

〔イ～ハ 同上〕

〔新設〕
二 他事業者が特定接続(専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定のパケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。亦において同じ。)を行う場合には当該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第三項の規定を準用する。)
ホ その他他事業者が特定接続を行う場合の条件

〔一の三～十二 同上〕

〔第四十条の八の二～第四十条の八の五 同上〕

(廃止の届出)

〔第四十条の八の六 同上〕

〔同上〕

〔第四十条の八の九 同上〕

〔第四十条の八の十 同上〕

〔第四十条の八の十一 同上〕

〔第四十条の八の十二 同上〕

〔第四十条の八の十三 同上〕

〔第四十条の八の十四 同上〕

〔第四十条の八の十五 同上〕

〔第四十条の八の十六 同上〕

〔第四十条の八の十七 同上〕

〔第四十条の八の十八 同上〕

〔第四十条の八の十九 同上〕

〔第四十条の八の二十 同上〕

〔第四十条の八の二十一 同上〕

〔第四十条の八の二十二 同上〕

〔第四十条の八の二十三 同上〕

〔第四十条の八の二十四 同上〕

〔第四十条の八の二十五 同上〕

〔第四十条の八の二十六 同上〕

〔第四十条の八の二十七 同上〕

〔第四十条の八の二十八 同上〕

〔第四十条の八の二十九 同上〕

〔第四十条の八の三十 同上〕

〔第四十条の八の三十一 同上〕

〔第四十条の八の三十二 同上〕

の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしてい場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 法第二百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定(以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書
二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース(利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。)その他の利用者に関する情報の取扱いに関する用いられる設備

〔二・四 略〕

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後(通信の秘密又は特定利用者情報(次条第一項に規定する情報に限る。以下この条において同じ。)の漏えいに係るものにあつては、それを知った後)速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならぬ。

〔略〕	報告の事由	様式	報告期限
-----	-------	----	------

の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 「同上」

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書
二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース(法第十二条の二第四項第二号口に規定する利用者(以下この号において「利用者」という。)に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。)その他の利用者に関する情報の取扱いに関する用いられる設備

〔二・四 同上〕

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後(通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知った後)速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならぬ。

〔同上〕	報告の事由	様式	報告期限
------	-------	----	------

三 特定利用者情報の漏えい

特定利用者情報の漏
えいを知つた日から

三 第五十八条で定める重大な
事故

様式第五十の三

その重大な事故が発
生した日から三十日
以内

四 次条第二項に規定する重大
な事故

様式第五十の三

その重大な事故が発
生した日から三十日
以内

(報告をする事故)

第五十八条 法第二十八条第一項第一号ロの総務省令で定める情報は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 当該情報に含まれる利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。第五十九条の三第五項第一号において同じ。）の数が千を超えるもの

二 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行つたもの

三 法第二十八条第一項第二号ハの総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものをお除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

二 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものをお除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分

利用者の数

一 緊急通報を取り扱う音声伝
送役務

三万

時間

二 緊急通報を取り扱わない音
声伝送役務

十万

時間

三 セルラールPWA（無線設
備規則第四十九条の六の九第
一項及び第五項又は同条第一
項及び第六項で定める条件に
適合する無線設備をいう。）
を使用する携帯電話（一の項
又は二の項に掲げる電気通信
役務を除く。）及び電気通信
事業報告規則第一条第二項第
十八号に規定するアンライセ
ンスL PWAサービス

三万

時間

二 時間

又は二の項に掲げる電気通信
役務を除く。）及び電気通信
事業報告規則第一条第二項第
十八号に規定するアンライセ
ンスL PWAサービス

百万

時間

(報告をする重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものをお除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分

利用者の数

一 緊急通報を取り扱う音声伝
送役務

三万

時間

二 緊急通報を取り扱わない音
声伝送役務

十万

時間

三 セルラーラPWA（無線設
備規則第四十九条の六の九第
一項及び第五項又は同条第一
項及び第六項で定める条件に
適合する無線設備をいう。）
を使用する携帯電話（一の項
又は二の項に掲げる電気通信
役務を除く。）及び電気通信
事業報告規則第一条第二項第
十八号に規定するアンライセ
ンスL PWAサービス

三万

時間

四 利用者から電気通信役務の
提供の対価としての料金の支
払を受けないインターネット
関連サービス（一の項から三
の項までに掲げる電気通信役
務を除く。）

百万

時間

二 時間

十万

時間

又は二の項に掲げる電気通信
役務を除く。）及び電気通信
事業報告規則第一条第二項第
十八号に規定するアンライセ
ンスL PWAサービス

百万

時間

四 利用者から電気通信役務の 提供の対価としての料金の支 払を受けないインターネット 関連サービス（一の項から三 の項までに掲げる電気通信役 務を除く。）	二十四時間	十万
五 一の項から四の項までに掲 げる電気通信役務以外の電気 通信役務	二時間	十万

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の 故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故 (検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定)	十二時間	百万
五 一の項から四の項までに掲 げる電気通信役務以外の電気 通信役務	二時間	十万

(ドメイン名電気通信役務等の範囲)

第五十九条の三 法第百六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、一次に掲げるるものとする。〔略〕

〔二・二 略〕

4 〔2・3 略〕

法第百六十四条第二項第四号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 第二十二条の二の二十七第三号に掲げる電気通信役務であること。

二 前年度における一月当たりの前号に規定する定める電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（同条注第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。次項第一号において同じ。）の数の平均が一千万元以上であること。

法第百六十四条第二項第五号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付隨的に提供されるも

五一の項から四の項までに掲 げる電気通信役務以外の電気 通信役務	二時間	三万
二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の 故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故	一時間	百万

〔ドメイン名電気通信役務等の範囲〕
第五十九条の二 「同上」
〔新設〕

〔二・二 同上〕

〔新設〕

〔2・3 同上〕

〔新設〕

のを除く。) やあぬいふ。

二 前年度における「用当たりの前項に規定する定める電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が「千万以上」である。)

第六十条の二 「届」

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者(、届出番号を通知するものとする。法第十六条第三項及び第四項並びに法第十七条第一項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

(申請等の方迄)

第六十九条 次に掲げる申譯、届出、申立て又は報告(以下「申譯等」といふ。)をその者の住所(電気通信事業者(電気通信事業を営むるとする者を含む。)である外国法人等においては、国内代表者等の住所。次項において同じ。)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行う)とがいれる。

〔1～1 略〕

〔11 法第十三條第五項の変更の届出

〔12 略〕

〔13 法第十一條第四項の変更の届出

〔14 法第十一條第四項の変更の届出

〔15 法第十一條第四項の変更の届出

〔16 法第十一條第四項の変更の届出

〔17 法第十一條第四項の変更の届出

〔18 法第十一條第四項の変更の届出

〔19 法第十一條第四項の変更の届出

〔20 法第十一條第四項の変更の届出

〔21 法第十一條第四項の変更の届出

〔22 法第十一條第四項の変更の届出

〔23 法第十一條第四項の変更の届出

〔24 法第十一條第四項の変更の届出

〔25 法第十一條第四項の変更の届出

〔26 法第十一條第四項の変更の届出

〔27 法第十一條第四項の変更の届出

〔28 法第十一條第四項の変更の届出

〔29 法第十一條第四項の変更の届出

〔30 法第十一條第四項の変更の届出

〔31 法第十一條第四項の変更の届出

〔32 法第十一條第四項の変更の届出

〔33 法第十一條第四項の変更の届出

〔34 法第十一條第四項の変更の届出

〔35 法第十一條第四項の変更の届出

第六十条の二 「回上」

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者(、届出番号を通知するものとする。法第十六条第一項及び第二項並びに法第十七条第一項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

(申請等の方迄)

第六十九条 「回上」

〔1～1 回上〕

〔11 法第十三條第五項の変更の届出

〔12 回上〕

〔13 法第十一條第四項の変更の届出

〔14 回上〕

〔15 法第十一條第四項の変更の届出

〔16 法第十一條第四項の変更の届出

〔17 法第十一條第四項の変更の届出

〔18 法第十一條第四項の変更の届出

〔19 法第十一條第四項の変更の届出

〔20 法第十一條第四項の変更の届出

〔21 法第十一條第四項の変更の届出

〔22 法第十一條第四項の変更の届出

〔23 法第十一條第四項の変更の届出

〔24 法第十一條第四項の変更の届出

〔25 法第十一條第四項の変更の届出

〔26 法第十一條第四項の変更の届出

〔27 法第十一條第四項の変更の届出

〔28 法第十一條第四項の変更の届出

〔29 法第十一條第四項の変更の届出

〔30 法第十一條第四項の変更の届出

〔31 法第十一條第四項の変更の届出

〔32 法第十一條第四項の変更の届出

〔33 法第十一條第四項の変更の届出

〔34 法第十一條第四項の変更の届出

〔35 法第十一條第四項の変更の届出

一

8 ドメイン名電気通信役務のうち、「第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部を記入すること。

[9・10 略]

様式第6 (第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係)

[略]

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第5項 (第16条第3項) (及び第122条第5項) の規定により、届け出ます。

[表略]

[注 略]

様式第7 (第8条第1項関係)

[略]

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。

[表略]

[注1・2 略]

様式第7の2 (第8条第2項第1号関係)

[略]

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。

[表略]

[注1・2 略]

様式第7の3 (第8条第2項第2号関係)

[略]

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。

[表略]

[注1・2 略]

様式第7の4 (第8条第2項第3号関係)

[略]

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。

[表略]

[注1・2 略]

様式第7の5 (第8条第2項第4号関係)

[略]

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。

[表略]

[注1・2 略]

様式第9 (第9条第5項関係)

[略]

[9・10 同左]

様式第6 (第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係)

[同左]

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項 (第16条第2項) (及び第122条第5項) の規定により、届け出ます。

[表同左]

[注 同左]

様式第7 (第8条第1項関係)

[同左]

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。

[表同左]

[注1・2 同左]

様式第7の2 (第8条第2項第1号関係)

[同左]

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。

[表同左]

[注1・2 同左]

様式第7の3 (第8条第2項第2号関係)

[同左]

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。

[表同左]

[注1・2 同左]

様式第7の4 (第8条第2項第3号関係)

[同左]

次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。

[表同左]

[注1・2 同左]

様式第7の5 (第8条第2項第4号関係)

[同左]

次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。

[表同左]

[注1・2 同左]

様式第9 (第9条第5項関係)

[同左]

電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第9の2（第9条第6項第1号関係）

〔略〕

電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。
上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第9の3（第9条第6項第1号関係）

〔略〕

電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。
次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注1～3 略〕

様式第9の4（第9条第6項第2号関係）

〔略〕

電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。

上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第9の5（第9条第6項第2号関係）

〔略〕

電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。
次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注1～3 略〕

様式第9の6（第9条第6項第3号関係）

〔略〕

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第9の2（第9条第6項第1号関係）

〔同左〕

〔注1・2 同左〕

電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。
上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1～3 同左〕

様式第9の3（第9条第6項第1号関係）

〔同左〕

〔注1～3 同左〕

様式第9の4（第9条第6項第2号関係）

〔同左〕

〔注1～3 同左〕

様式第9の5（第9条第6項第2号関係）

〔同左〕

〔注1～3 同左〕

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。
次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1～3 同左〕

様式第9の6（第9条第6項第3号関係）

〔同左〕

電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第9の7（第9条第6項第4号関係）

〔略〕

電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。

〔表略〕

〔注1・2 略〕

様式第9の8（第9条第10項関係）

〔略〕

電気通信事業法第16条第5項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

〔表略〕

〔注1～3 略〕

様式第15の4（第22条の2の22第1項関係）

電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。

〔表同左〕

〔注1・2 同左〕

様式第9の8（第9条第10項関係）

〔同左〕

電気通信事業法第16条第4項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

〔表同左〕

〔注1～3 同左〕

様式第9の8（第9条第10項関係）

〔同左〕

電気通信事業法第16条第4項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

〔表設〕

〔注1～3 同左〕

〔新設〕

情報取扱規程届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。

担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第27条の6第1項の規定により、別紙のとおり情報取扱規程を定めたので届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

情報取扱規程変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

次のとおり情報取扱規程を変更したので、電気通信事業法第27条の6第2項の規定により、届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注1 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第38の3の2 (第40条の8の3第1項関係)

〔略〕

〔表略〕

〔注1～3 略〕

様式第38の3の3 (第40条の8の4第1項関係)

〔略〕

〔表略〕

〔注1 略〕

2 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。
〔3 略〕

様式第38の3の2 (第40条の8の2第1項関係)

〔同左〕

〔表同左〕

〔注1～3 同左〕

様式第38の3の3 (第40条の8の3第1項関係)

〔同左〕

〔表同左〕

〔注1 同左〕

2 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。
〔3 同左〕

様式第38の3の4（第40条の8の6関係）

〔略〕

〔表略〕

注1 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

〔2 略〕

様式第38の3の5（第40条の8の7第1項関係）

〔略〕

電気通信事業法第116条の2第1項の認定により、電気通信事業法施行規則第40条の8の7第1項の規定により、届け出ます。

〔表略〕

〔注 略〕

様式第38の4（第40条の9第1項第1号関係）

〔略〕

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

「法第9条の登録（の申請）（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る業務区域に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第4項）の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。

2 電気通信設備の概要

注 「法第9条の登録（の申請）（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る電気通信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第4項）の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。

〔注 略〕

様式第38の5（第40条の9第1項第2号関係）

〔略〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第4項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。

1 業務区域

(1) 提供区域

注 「法第9条の登録（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る提供区域に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第4項）の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。

〔(2)・(3) 略〕

〔2 略〕

様式第38の3の4（第40条の8の5関係）

〔同左〕

〔表同左〕

注1 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

〔2 同左〕

様式第38の3の5（第40条の8の6第1項関係）

〔同左〕

電気通信事業法第116条の2第1項の認定により、電気通信事業法施行規則第40条の8の6第1項の規定により、届け出ます。

〔表同左〕

〔注 同左〕

様式第38の4（第40条の9第1項第1号関係）

〔同左〕

電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 業務区域

「法第9条の登録（の申請）（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る業務区域に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第3項）の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。

2 電気通信設備の概要

注 「法第9条の登録（の申請）（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る電気通信設備の概要に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第3項）の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。

〔注 同左〕

様式第38の5（第40条の9第1項第2号関係）

〔同左〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。

1 業務区域

(1) 提供区域

注 「法第9条の登録（及び法第13条第1項の変更登録（の申請））に係る提供区域に同じ。」、「法第16条第1項（及び同条第3項）の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。

〔(2)・(3) 同左〕

〔2 同左〕

〔注 略〕
様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

〔略〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第4項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

〔注 略〕

〔1・2 略〕

〔注 略〕
様式第50の2の2（第57条関係）

〔注 同左〕
様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係）

〔同左〕

電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

〔注 同左〕

〔1・2 同左〕

〔注 同左〕
〔新設〕

特定利用者情報の漏えい報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。

担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第28条第1項2号□に規定する特定利用者情報の漏えいについて、同条の規定により、次のとおり報告します。

- ①特定利用者情報（電気通信事業法第27条の5第2号に掲げる情報に限る。以下同じ。）に係る利用者の数が千を超える漏えい
- ②特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行つたことによる漏えい

発生年月日		復旧年月日	
発生場所			

発生状況	
発生原因	
措置模様	
再発防止策	

注 1 電気通信事業法28条第1項第2号イに規定する通信の秘密の漏えいに関する同条の報告書が同時に提出される場合において、各報告事項に関し、当該報告書の内容と同一の内容であるときは、当該報告書と同じとして記入を省略することができる。

2 該当する□に印を付けること。

3 ②に該当する場合において、復旧年月日、措置模様及び再発防止策の欄については記載を省略することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

備考 裏面の[]の記載及び対象規定の「重傍線を引いた標記部分を述べ全体に引いた傍線は注記である。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていなければ、これを加える。

		改 正 後		改 正 前	
			(定義)		
	第一条	〔略〕	第一条	〔同上〕	
2		この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。			
	〔一～十九 略〕	〔一～十九 同上〕	〔新設〕	〔新設〕	
	〔十九の二 電子メールサービス 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メール（次号において同じ。）に係る電気通信役務をいう。〕	〔十九の二 電子メールサービス 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メール（次号において同じ。）に係る電気通信役務をいう。〕	〔新設〕	〔新設〕	
	〔十九の三 メッセージングサービス 特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにより伝達するための電気通信（電子メールを除く。）に係る電気通信役務をいう。〕	〔十九の四 検索サービス 入力された検索情報（検索により求めた情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務をいう。〕	〔新設〕	〔新設〕	
	〔十九の五 ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品・役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限る。）間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるものを除く。）をいう。〕	〔二十～二十五 略〕	〔二十～二十五 同上〕	〔新設〕	〔新設〕
	〔電気通信役務契約等状況報告等〕	〔電気通信役務契約等状況報告等〕	〔新設〕	〔新設〕	
3 2	第一条	〔略〕	第二条	〔同上〕	
	〔第三号に掲げる電気通信事業（以下この条において「第三号事業」という。）を営む者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス以外の電気通信役務については、その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないものに限る。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者が卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供）	〔二十～二十五 同上〕	〔二十～二十五 同上〕	〔新設〕	〔新設〕

する電気通信役務の利用者（**電気通信事業法同法**第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。

以下この項及び次項において同じ。）の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

- 一 九百万未満
- 二 九百万以上一千萬未満
- 三 一千萬以上

CATVアクセスサービス	IP電話（当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。）インターネット接続サービス	FTTHアクセスサービス	携帯電話	加入電話	報告対象役務
			事業者	事業者	報告対象事業者
有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する業者	一 次のいずれかに該当する電気通信事業者 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。） 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者） 三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者	一 IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの 二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者 インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	

BWAアクセスサービス	電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供する電気通信事業者	基地局を設置してBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者	する電気通信事業者
公衆無線LANアクセスサービス	公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者	者	者
サービス	仮想移動電気通信サービス	仮想移動電気通信サービス（ローカル5Gに係るサービス）	を除く。）を提供する電気通信事業者
電子メールサービス	電子メールサービス	電子メールサービスを提供する電気通信事業者	者
メッセージサービス	メッセージサービス	メッセージサービスを提供する電気通信事業者	者
検索サービス	検索サービス	検索サービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業者	者
ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の交流型電気通信サービス	ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の交流型電気通信サービス	ソーシャル・ネットワーキング・サービスを提供する電気通信事業者又は第三号事業者	者
その他電気通信役務	その他電気通信役務	その他電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者又は電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信事業者	者
電気通信役務	電気通信役務	電気通信事業者又は電気通信回線設備を設置する電気通信役務の欄に掲げる	者
前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる	前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる	前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる	者
電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払をする電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の交流型電気通信サービスを除く。）ことに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における二月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。	電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払をする電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の交流型電気通信サービスを除く。）ことに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における二月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。	電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払をする電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の交流型電気通信サービスを除く。）ことに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における二月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。	者
一 四百五十万未満	一 四百五十万未満	一 四百五十万未満	者
二 四百五十万以上五百未満	二 四百五十万以上五百未満	二 四百五十万以上五百未満	者
三 五百未満	三 五百未満	三 五百未満	者

5|| 第三項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者及び第三号事業を営む者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

6|| 第四項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

3||

〔新設〕

〔新設〕

様式第15の4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

契約数

年月日現在

サービスの種類

事業者名

契約数

サービスの種類

事業者名

その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合

電気通信役務契約等状況報告	
年月日現在	契約数
サービスの種類	事業者名

様式第15の4（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

年月日現在

サービスの種類

事業者名

契約数

サービスの種類

事業者名

注1 「電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。

〔2～5 略〕

〔新設〕

〔2～5 同左〕

1,000万以上	<input type="checkbox"/>
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合	
利用者の数の平均の区分	サービスの種類 (サービスの種類)
450万未満	<input type="checkbox"/>
450万以上500万未満	<input type="checkbox"/>
500万以上	<input type="checkbox"/>

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 サービスの種類として、第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務及び当該電気通信役務の名称を記載すること。複数のサービスの種類について報告する場合は、サービスの種類の列を追加することにより報告ができる。

3 第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスまでは、当該役務ごとの利用者の数の平均の区分を報告すること。また、携帯電話及び仮想移動電気通信サービスの双方を提供する場合には、仮想移動電気通信サービスの利用者の数については、携帯電話の利用者の数に含めて報告すること。同表の報告対象役務に該当する複数の電子メールサービスからその他電気通信役務までは、一の報告対象役務に該当する複数のサービスを提供する場合、実態に応じた合理的な分類により、当該複数のサービスごとに報告することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第16 (第2条第7項関係)

〔第1表～第6表 略〕
様式第17 (第2条第7項関係)
〔第1表～第3表 略〕
様式第18 (第2条第8項関係)

〔略〕

〔注1～10 略〕

様式第19 (第2条第8項関係)

〔略〕

〔注1～8 略〕

様式第20 (第2条第8項関係)

〔略〕

〔注1～8 略〕

様式第21 (第3条第1項関係)

伝送路設備設置状況報告
都道府県別種類別回線数

年3月31日現在

伝送路設備設置状況報告
単位指定区域別種類別回線数

年3月31日現在

事業者名 _____

事業者名 _____

種類 都道府県	有線				無線
	二線式	同軸	光信号伝送用	その他	
合計					

〔注1・2 略〕

〔3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。〕

〔4 略〕

様式第27(第7条の3関係)

種類 単位 指定区域	有線				無線
	二線式	同軸	光信号伝送用	その他	
合計					

〔注1・2 同左〕

〔3 「単位指定区域」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。〕

〔4 同左〕

様式第27(第7条の3関係)

〔同左〕

〔注1～11 同左〕

〔12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十九条第一項第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。〕

〔13・14 同左〕

備考 案件の〔 〕の記載及び文書規定の1重傍線を立つた墨記部分を除く全般に亘る傍線は注記である。

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第三条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

(用語)

第一條 [監]

この省令の規定の解釈について、次の定義に従つるものとする。

[一～四 略]

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。)第四条の表二の項(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項(閑門系ルータ交換機能に限る。)、五の二の項、六の二の項(「一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換機能に限る。)、六の三の項及び九の四の項までの機能(以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」といふいて「端末系ルータ交換機能等」という。)に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいい。

[六・七 錄]

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘 定 科 目 表

資 産

科 目 款(原価部門) 項

科 目	款(原価部門)	項
1 電気通信事業固定 資産 (1)有形固定資産		
第一種指定設備管理部門		
1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット 識別機能に係るものに限る。)		
一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ		
S I P サーバ セッションボーダコンタローラ E N U M サーバ I P 電話用D N S サーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ		
一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット 識別機能に係るものを除く。) 網終端装置(I P—V P N サービスに係る もの) 網終端装置(インターネット接続サービス		

(用語)

第一條 [回上]

この省令の規定の解釈について、次の定義に従つるものとする。

[一～四 回上]

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。)第四条の表二の項(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。)、五の項(閑門系ルータ交換機能に限る。)、五の二の項、六の二の項(「一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。)、六の三の項及び九の四の項までの機能(以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」といふいて「端末系ルータ交換機能等」という。)に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいい。

[六・七 回上]

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘 定 科 目 表

資 産

科 目 款(原価部門) 項

科 目	款(原価部門)	項
1 電気通信事業固定 資産 (1)有形固定資産		
第一種指定設備管理部門		
1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット 識別機能に係るものに限る。)		
一般第一種指定中継ルータ S I P サーバ セッションボーダコンタローラ E N U M サーバ I P 電話用D N S サーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ		
一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ 交換機能及び一般収容ルータ優先パケット 識別機能に係るものを除く。) 網終端装置(I P—V P N サービスに係る もの) 網終端装置(インターネット接続サービス		

	<p>に係るもの)</p> <p>収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p>
	伝送路
(同)	2 特別第一種指定設備
	端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)
	主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)
	端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの)
	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)
	公衆電話設備
	端末系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
	端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
	中継系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)
	中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)
	中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)

	に係るもの) 收容イーサネットスイッチ (同等の機能を 有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ (同等の機能を 有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有す るルータを含む。)
	伝送路 (同)
2	特別第一種指定設備 端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るも の) 主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの) 主配線盤 (光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備
	端末系交換設備 (主として音声伝送役務の 提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務 の提供に用いられるもの) 端末系交換設備 (主としてデータ伝送役務 の提供に用いられるもののうち、ルーティ ング伝送機能に係るもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設 備伝送路 (主として音声伝送役務の提供に 用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設 備伝送路 (主としてデータ伝送役務の提供 に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設 備伝送路 (主としてデータ伝送役務の提供 に用いられるもののうち、ルーティング伝 送機能に係るもの) 中継系交換設備 (主として音声伝送役務の 提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務 の提供に用いられるもの) 中継系交換設備 (主としてデータ伝送役務の

		の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
信号網設備		信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備		番号案内データベース及び番号案内設備
折返し通信路設定機能に係る設備		折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール		専用加入者線装置モジュール
専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置		専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
(何)		(何)
建物		建物
土地		土地
構築物		構築物
機械及び装置		機械及び装置
車両及び船舶		車両及び船舶
工具、器具及び備品		工具、器具及び備品
休止設備		休止設備
建設仮勘定		建設仮勘定
第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	[略]	第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)
	[略]	

		の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)
信号網設備		信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備		番号案内データベース及び番号案内設備
折返し通信路設定機能に係る設備		折返し通信路設定機能に係る設備
専用加入者線装置モジュール		専用加入者線装置モジュール
専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置		専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
(何)		(何)
建物		建物
土地		土地
構築物		構築物
機械及び装置		機械及び装置
車両及び船舶		車両及び船舶
工具、器具及び備品		工具、器具及び備品
休止設備		休止設備
建設仮勘定	[同左]	建設仮勘定
第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	[同左]	第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)
	[同左]	

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

〔様式第1～様式第3 暫〕

様式第3の2

固定資産帰属明細表(一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

一般第一種指定設備計	
一般 第一 種指 定設 備	略
一般 第一 種指 定中 繼ル タ	S I P サ ー八
一般 第一 種指 定區間 中繼ル タ	略

S I P サ
ー八

機械設備

一般第一種指定設備計	
一般 第一 種指 定設 備	略
【略】	
公衆電話機械設備	
【略】	
市内機械設備	
【略】	
市外機械設備	
【略】	
電報機械設備	
【略】	
伝送機械設備	
【略】	
無線機械設備	
【略】	

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

〔様式第1～様式第3 同左〕

様式第3の2

固定資産帰属明細表(一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

一般第一種指定設備計	
一般 第一 種指 定設 備	同左
一般 第一 種指 定中 繼ル タ	S I P サ ー八
一般 第一 種指 定區間 中繼ル タ	同左

S I P サ
ー八

機械設備

一般第一種指定設備計	
一般 第一 種指 定設 備	同左
【同左】	
公衆電話機械設備	
【同左】	
市内機械設備	
【同左】	
市外機械設備	
【同左】	
電報機械設備	
【同左】	
伝送機械設備	
【同左】	
無線機械設備	
【同左】	

電 力 設 備	[略]						
電 話 番 号 案 内 設 備	[略]						
監 視 設 備	[略]						
(何)	[略]						
空 中 線 設 備	[略]						
通 信 衛 星 設 備	[略]						
端 端 未 設 備	[略]						
線 路 設 備							

電 力 設 備	[同左]						
電 話 番 号 案 内 設 備	[同左]						
監 視 設 備	[同左]						
(何)	[同左]						
空 中 線 設 備	[同左]						
通 信 衛 星 設 備	[同左]						
端 端 未 設 備	[同左]						
線 路 設 備							

構築物	〔略〕				
機械及び装置	〔略〕				
車両及び船舶	〔略〕				
工具、器具及び備品	〔略〕				
休止設備備	〔略〕				
土地	〔略〕				
土建設仮勘定	〔略〕				
無形固定資産	〔略〕				
設備区分ごとの固定資産合計	〔略〕				

構築物	〔同左〕				
機械及び装置	〔同左〕				
車両及び船舶	〔同左〕				
工具、器具及び備品	〔同左〕				
休止設備備	〔同左〕				
土地	〔同左〕				
土建設仮勘定	〔同左〕				
無形固定資産	〔同左〕				
設備区分ごとの固定資産合計	〔同左〕				

〔（注） 略
〔様式第4 同左〕〕

様式第4の2

設備区分別費用明細表(一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

一般第一種指定設備計

[略]

一般第一種指定中継ルータ

SIPサバ

一般第一種指定県間中継ルータ

[略]

常 業 費								
うち貸倒損失								
運 用 費								
施 設 保 全 費								
共 通 費								

様式第4の2

設備区分別費用明細表(一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

一般第一種指定設備計

[同左]

一般第一種指定中継ルータ

SIPサバ

[同左]

常 業 費								
うち貸倒損失								
運 用 費								
施 設 保 全 費								
共 通 費								

管理費						
試験研究費及び研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						
うち △ 通信設備使用料						
租税公課						
合計						
(単位 %)						
直課						
活動基準属						
配賦						
[注] 略						
総合	総合	総合	総合	総合	総合	総合
(単位 %)						
直課						
活動基準属						
配賦						
[注] 同左]						

〔注〕 計算の結果は粗略化する。

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第四条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(用語)

改 正 後

第二条 【略】

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一～四 略」

五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（一の都道府県の区域内の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行つるもの。

五の二 一般第一種指定県間中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。

六 一般第一種指定収容ルータ 「一般第一種指定収容ルータ」「一般第一種指定中継ルータ及び一般第一種指定県間中継ルータ」をいう。

六の二 開門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。

〔六の三～十五 略〕

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分	内 容	対 象 設 備	
		〔略〕	〔略〕
六の二 ルートイギング伝送機能	一般中継系ルート交換伝送	一般第一種指定中継系ルート	一般第一種指定中継系ルート
六の二 ルート交換伝送機能	一般中継系ルート交換伝送	一般第一種指定中継系ルート	一般第一種指定中継系ルート
六の二 ルート交換伝送機能	一般中継系ルート交換伝送	一般第一種指定中継系ルート	一般第一種指定中継系ルート
六の二 ルート交換伝送機能	一般中継系ルート交換伝送	一般第一種指定中継系ルート	一般第一種指定中継系ルート

(用語)

改 正 前

第二条 【同上】

2 「一～四 同上」

五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。

〔新設〕

六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。

六の二 開門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。

〔六の三～十五 同上〕

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 【同上】

機能の区分	内 容	対 象 設 備	
		〔同上〕	〔同上〕
六の二 ルートイギング伝送機能	一般中継系ルート交換伝送	一般第一種指定中継系ルート	一般第一種指定中継系ルート
六の二 ルート交換伝送機能	一般中継系ルート交換伝送	一般第一種指定中継系ルート	一般第一種指定中継系ルート
六の二 ルート交換伝送機能	一般中継系ルート交換伝送	一般第一種指定中継系ルート	一般第一種指定中継系ルート
六の二 ルート交換伝送機能	一般中継系ルート交換伝送	一般第一種指定中継系ルート	一般第一種指定中継系ルート

		一般県間中継 系ルータ交換 機能	種指定中継系伝送路設備を いう。以下同じ。)により 通信の交換及び伝送を行う 機能(特定のパケットにつ いて優先的に通信の交換又 は伝送を行う機能を含む。)
	第一種指定県間中継系ル ータ設備等(閑門系ルータ以 外の一般第一種指定県間中 継ルータ、一般第一種指定 中継ルータと一般第一種指 定県間中継ルータとの間に 設置される第一種指定県間 中継系伝送路設備、一般第 一種指定県間中継ルータ間 に設置される第一種指定県 間中継系伝送路設備及び閑 門系ルータとの間に設置さ れる第一種指定県間中継系 伝送路設備をいう。以下同 じ。)により通信の交換及 び伝送を行う機能(特定の パケットについて優先的に 通信の交換又は伝送を行 う機能を含む。)	第一種指定県間中継系ル ータ設備等	種指定中継系伝送路設備を いう。以下同じ。)により 通信の交換及び伝送を行う 機能(特定のパケットにつ いて優先的に通信の交換又 は伝送を行う機能を含む。)
	〔略〕		

		〔新設〕	種指定中継系伝送路設備を いう。以下同じ。)により 通信の交換及び伝送を行う 機能(特定のパケットにつ いて優先的に通信の交換又 は伝送を行う機能を含む。)
	〔2 同上〕	〔新設〕	種指定中継系伝送路設備を いう。以下同じ。)により 通信の交換及び伝送を行う 機能(特定のパケットにつ いて優先的に通信の交換又 は伝送を行う機能を含む。)
	〔2 略〕	〔新設〕	〔新設〕

備考 量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。
表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

「1～14 略」

「1～14 同上」

15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポートリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

「16・17 略」

15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポートリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

「16・17 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

	附則 (経過措置)	改正後	附則 (経過措置)	改正前
第四条 削除			第四条 令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二二の特定期接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門系ルータで接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、閑門系ルータを経由してIP電話を提供する場合及び閑門交換機を経由してIP電話を提供する場合の通信時間を合算したものを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は通信時間を単位として計算されるものとする。	第四条 令和六年十二月三十一日までの間、新接続料規則第四条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（閑門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能（一般中継系ルータ交換機能及び一般県間中継ルータ伝送交換機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門交換機又は閑門系ルータで接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十一年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。）の接続料を設定するものとする。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	〔2・3 略〕	〔2・3 同上〕		

（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

改 正 前

附 則

第五条 [略]

2 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕

新接続料規則別表第一の一第 二表	〔略〕	I P 電話用 D N S サーバ	D N S サーバ	相互接続局に 設置するもの
		都道府県区域 間伝送路設備	都道府県区域 間伝送路設備	共用コアル ータ～開門系ル ータ間に設置 するもの

新接続料規則別表第四の一第 一表	〔略〕	(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中 継交換局間の伝送路に係るもの (2) 都道府県区域間伝送路に係るもの 都道府県区域間伝送路の最繁時帯域（メタル IP電話に係るものに限る。）×都道府県区 域間伝送路設備帶域当たり単価
---------------------	-----	--

新接続料規則別表第一の一第 二表	〔回上〕	I P 電話用 D N S サーバ	D N S サーバ	相互接続局に 設置するもの
		単位指定区域 間伝送路設備	単位指定区域 間伝送路設備	共用コアル ータ～開門系ル ータ間に設置 するもの

新接続料規則別表第四の一第 一表	〔回上〕	(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び大石と中 継交換局間の伝送路に係るもの (2) 単位指定区域間伝送路に係るもの 単位指定区域間伝送路の最繁時帯域（メタル IP電話に係るものに限る。）×単位指定区 域間伝送路設備帶域当たり単価
---------------------	------	--

新接続料規則別表第五第一表 〔3 略〕	〔回上〕	線デア ジナ 通 部 ルグ ・	設 備 都 道 府 県 区 回
------------------------	------	--------------------------------	--------------------------------------

新接続料規則別表第五第一表 〔3 同上〕	〔回上〕	線デア ジナ 通 部 ルグ ・	設 備 都 道 府 県 区 回
-------------------------	------	--------------------------------	--------------------------------------

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第二の要素機能の区分の欄に定

〔3 略〕

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第一の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るもの）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとす。

〔2 賦〕

第八条 離除

〔2 同上〕

第八条

令和六年十一月三十一日までの間、事業者は、他の電気通信事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合において、アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行つものに限る。）を行つ場合に、当該特定接続に関する金銭の特徴をもつべきである。

附則別表第 1 (附則第 6 条関係)

〔第 1 表 略〕

第 2 表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 関門系ルータ接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能	メタル回線収容部に係る単位費用+一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用+一般中継系ルータ送部に係る単位費用+一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用+S I Pサーバ部に係る単位費用+S I P+関門系ルータ交換部に係る単位費用+S I P信号変換部に係る単位費用+番号管理部に係る単位費用+ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第 2 (附則第 6 条関係)

〔第 1 表 同左〕

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 [同左]	[同左]	メタル回線収容部に係る単位費用+一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用+一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用+S I Pサーバ部に係る単位費用+関門系ルータ交換部に係る単位費用+S I P信号変換部に係る単位費用+番号管理部に係る単位費用+ドメイン名管理部に係る単位費用

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第一の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものとす。

以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るもの）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとす。

[第1表 略]

第2表

要素機能の区分		内容	対象設備
【一・二 略】			
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能
三の二 一般県間中継系ルータ接続伝送部	閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと閑門系ルータの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定県間中継系伝送路設備であって、閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと閑門系ルータの間に設置されるもの	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの
【四～八 同左】		【四～九 同左】	

備考 裁中の〔 〕の記載及び対象規定の「重傍線を立した墨記部分を述べ判体に立した傍線は注記である。

[第1表 同左]

第2表

要素機能の区分		内容	対象設備
【一・二 同左】			
三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータとの間に設置される第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能
三の二 一般県間中継系ルータ接続伝送部	閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと閑門系ルータの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定県間中継系伝送路設備であって、閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと閑門系ルータの間に設置されるもの	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線收容装置等と閑門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの
【四～八 同左】		【四～九 同左】	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）**の規定**と電気通信事業法（以下「法」という。）第十九条の二及び第二十三条の改正規定を除く。の施行の日から施行する。ただし、第十一条の規定（電気通信事業法施行規則第二十三条の二及び第二十三条の四の改正規定に限る。）、第二十二条の規定（電気通信事業報告規則様式第二十一条の改正規定に限る。）及び第二十三条から第七条までの規定は改正法中法第二十三条の二及び第二十三条の改正規定の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、**公布の日**から施行する。

(経過措置)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第四条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際現に**法**（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更是、**改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定改正法**の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の**規定による**申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は法第一百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（次項において「第三号事業」という。）を営む者である者に対する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）」の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは「当該前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業法報告規則第二

条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信役務について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業を営む者については、この省令の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信役務について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告又は同条第四項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年 総務省令第 号）の施行に伴い、平成十三年四月六日総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法施行規則第二十三条の二第二項の規定に基づく指定に関する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣

寺田 慎
松本 剛明

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

○ 総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 **寺田 稔 松本 剛明**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

次に掲げる電気通信設備であつて、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であつて、東京都において西日本電信電話株式会社が設置するもの又は及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するもの

「一・二 略」

三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備であつて、次に掲げるもの

イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）

ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行うもの（データ伝送業務（当該電気通信事業者がインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型の電気通信役務に限り、トンネリングプロトコルにより通信路を設定するものを除く。以下同じ。）又はIP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。以下同じ。）の提供の用に供されるものに限る。）

ハ 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うルータであつて、IP電話の提供の用に供されるもの

四 施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及びロの伝送路設備

五 施行規則第二十三条の二第四項第一号ハの伝送路設備（データ伝送業務又はIP電話の提供の用に供されるものに限る。）

別表	区域	電気通信事業者
「略」	「略」	「略」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

別表	五 〔同上〕	六 〔同上〕
「略」	「同上」	「新設」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	「同上」	「同上」

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

「一・二 同上」

三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）

「新設」

四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。）

「新設」

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）
正規走の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

中第十七条の二十一及び第二十三条の改